

令和3年4月16日

「まん延防止等重点措置」の適用対象の指定に伴う市長コメント

本日、政府が神奈川県を含む4県を「まん延防止等重点措置」の適用対象とすることを決定し、川崎市区域も神奈川県における適用範囲として指定されました。

既にまん延防止等重点措置が適用されている東京都等では変異株による感染が急増しており、本市でも新規感染者数の傾向が微増傾向から増加傾向へと変わってきていることから、予断を許さない状況であります。

本市では、神奈川県とも連携をしながら、病床確保フェーズの移行に応じた確保病床数の調整を各医療機関と行い、本日現在の入院患者数64名に対して、市内241床を確保しております。また、既に市内に療養者宿泊施設も開設しており、十分な療養体制を確保しております。今後も市内医療機関等と連携の上、必要な医療体制を構築してまいります。

また、ワクチン接種については、今月12日から高齢者施設への巡回接種を開始しており、個別接種、集団接種につきましても、それぞれ5月10日、及び5月11日からの開始に向けて準備を進めております。引き続き、安全かつ確実に、可能な限り速やかに、希望するすべての市民の皆様にワクチン接種をできるよう全力を尽くしてまいります。

市民の皆様、事業者の皆様には引き続き御負担・御不便をおかけしますが、感染者の著しい増加は、医療のひっ迫を招き、ワクチン接種を遅らせることにもつながりますので、これまでの基本的な感染症対策を継続していただくとともに、まん延防止対策への御理解・御協力をお願いいたします。

川崎市長 福田紀彦